

# 令和5年度 マイカー移動からの転換等促進事業委託業務 仕様書（案）

長野県企画振興部  
交通政策局交通政策課

この仕様書は、令和5年度 マイカー移動からの転換等促進事業を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 業務の名称

令和5年度 マイカー移動からの転換等促進事業委託業務

## 2 業務の目的

本業務は、モデル地域においてモビリティ・マネジメント（以下、「MM」という。）を実施し、公共交通等やEV等への転換を促すプランを提案し、横展開することを目的とする。

## 3 委託期間

契約日から令和6年3月29日までとする。

## 4 業務内容

### (1) 県内企業へのMM実施

県内4か所程度で公共交通での通勤促進に関心がある企業と連携し、従業員に対するMMを実施する。企業に対しては、環境や敷地の有効活用等のメリット、従業員に対しては、安全性や通勤コスト等のメリットを提案することで、日常的な公共交通の利用増加やEV等への転換を図る。実施対象の選定や実施に当たっては、候補地となる市町村とも連携を図ること。

### (2) MMの実施手法

MM実施に当たっては、事前、事後アンケート、ワークショップ、行動プラン票の作成、限定した対象者に対する試乗調査、フィードバックなど、MMの成果が図られるとともに、事業効果が検証できるよう、予算の範囲内で最大限成果が発現できる方法を提案、実施すること。

また、成果を県内で横展開する手法についても提案すること。

### (3) 報告書作成

以上の検討結果を取りまとめ、報告書を作成する。

## 5 打合せ・協議

スケジュールやどのような手法を用いるのか等、業務実施における委託者との打合せ・協議は密に行い、市町村・企業に接触する際には、必ず事前・事後の連絡を行うこと。

また、事業の進捗に関しても定期的に委託者へ報告を行い、委託者が求める際には、状況がわ

かる資料等をもって説明を行うこと。

## 6 その他

- (1) 契約後直ちに委託者とスケジュールを協議すること。
- (2) 契約書、仕様書に定めのない事項は、委託者との協議により定めること。